

シリーズ第2回 東久留米市の下水道について

これまでの経緯

市は、昭和39年以降、滝山団地をはじめとする大型団地建設が相次いで行われたことにより、急激な都市化が進み、人口の増加による教育・保育関連施設に不足が生じました。その建設整備に優先的に力を注いできたため、下水道や道路といったインフラ整備が追いつきませんでした。

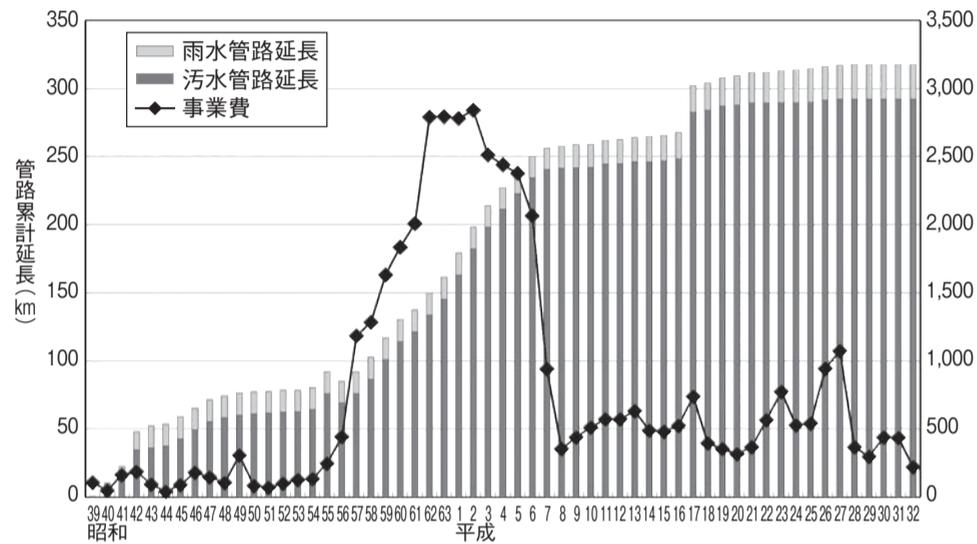
その後、急激な人口増加による河川の汚濁などが深刻化し、これらを解消するため、昭和60年度に策定された第一次東久留米市長期総合計画の中で昭和70年度までに人口普及率を100%にする目標が掲げられ、下水道事業は最重要施策と位置付けられました。厳しい財政状況の中で、受益者負担金を徴収することなく、下水道建設事業費のほとんどを地方債に依存しながら、多額の事業費を投入し、建設事業を進めました(図1)。その結果、資本費に該当する多額の起債残高と高金利の利子返済がかさみ、下水道使用料収入だけでは対応できないため、その不足額は一般会計から繰入金として毎年度財源補填(ぼてん)する状況となっています。

下水道財政の現状

21年度末の地方債未償還金残高は175億円(うち汚水分は148億円)となっています。このうち21年度の元利償還金は15億円(うち汚水分は13億円)を超えており、これが歳出に占める割合は約62%に達し、清瀬水再生センターの維持管理費が約23%、下水道料金徴収費が6%、残りの約9%が下水道施設(管きよ、ポンプ場)の修繕、清掃などの維持管理を行っている状況です。



図1 事業費と整備管渠(きよ)延長の推移



課題と展望

このように市における下水道計画係470・7758へ。詳しくは施設管理課下水道課へ。

借り換えと2年間の元金返済据え置きにより、回収率が一時的に上がったもので、22年度からは元金返済が新たに始まったため、22年度の回収率は68%に下がりました。この回収率とは汚水処理に要した費用に対する使用料の回収程度を表すもので、経営の効率性を示す指標であり、現状は汚水処理経費が100円に対して68円しか収入がなく、不足額は一般会計から財源補填している状況です。

近年では、18年度に使用料改定を行いました。節水型家電の普及などによる水需要の減少の影響を受け、下水道使用料収入が伸び悩み、回収率の向上には至りませんでした。

このような状況の中でも下水道事業は継続していかねばなりません。今後は埋設後約50年を経過する下水道施設の再構築事業や地震対策・雨水対策を積極的に進めて行く予定です。

二つ目は、昭和45年に制定された下水道事業受益者負担に関する条例が適用されず、昭和56年に同条例を廃止するなど、下水道使用料の適正化を十分に図ることができなかつたことにあります。

普及による減少が避けられない状況となっています。二つ目は、昭和45年に制定された下水道事業受益者負担に関する条例が適用されず、昭和56年に同条例を廃止するなど、下水道使用料の適正化を十分に図ることができなかつたことにあります。

道財政の課題は、一つ目は使用料収入が伸び悩んでいることです。水洗化率も約98%とほぼピークに達しているため、今後も大幅な利用者増は見込めず、使用料も節水型家電の普及による減少が避けられない状況となっています。

道財政の課題は、一つ目は使用料収入が伸び悩んでいることです。水洗化率も約98%とほぼピークに達しているため、今後も大幅な利用者増は見込めず、使用料も節水型家電の普及による減少が避けられない状況となっています。

11月23日(祝)は終日市役所本庁舎を閉館します

11月23日(祝)は市役所本庁舎内の電気設備の定期点検を行うため、終日閉館となります。これに伴い、市役所本庁舎を閉館します。

市民プラザや市役所1階屋内ひろば、本庁舎内の証明書自動発行機(東久留米駅東口エレベーター1階出入口横に設置のものを含む)・金融機関ATM・地下駐車場などもご利用できません。

皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご協力をお願い致します。

詳しくは管財課管財係 ☎470・7718へ。

特定緊急輸送道路 沿道建築物の耐震化を推進します

都では今年4月、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行しました。これに伴い、市では耐震診断のみの助成要綱を10月に制定しました。

詳しくは市施設管理課建築営繕係 ☎470・7756 または都ホームページ (<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>) をご参照ください。

「第40回くらしフェスタくるめ」参加者を募集します

11月26日(土)・27日(日)の2日間、「人・くらし・KI ZUNA」をテーマに、くらしフェスタくるめを開催します。パネル展示や講演会のほか、楽しいイベントも盛りだくさんです。詳しい情報は、広報ひがくるめ11月15日号でお知らせします。

①おもちゃの病院

壊れたおもちゃを修理します。

【日時】11月27日(日) 1時半～3時半

【会場】市民プラザホール

【定員】先着100人

【参加費】無料

②枝廣淳子氏講演会

米国のアル・ゴア元大統領の著書「不都合な真実」の翻訳や「朝2時起きで、なんでもできる!」の著者で知られる環境ジャーナリストの枝廣淳子さんをお迎えし、将来の自然エネルギーへの転換について、私たち消費者がどう考えていけばよいか、お話しいただきます。

【日時】11月26日(土) 午後1時半～3時半

【会場】市民プラザホール

【定員】先着100人

【参加費】無料

※事前におもちゃをお預かりします。当日、会場へ取りに来てください。

【定員】先着15人(二人1点までの予約制)

【費用】無料(部品交換は実費)

電話で生活文化課 ☎470・7738へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場	
法律相談	2日・9日・16日	弁護士	10月27日(木)	市役所2階相談室	
	11月10日(木)				
登記相談	2日(水)午後1時から	司法書士	10月28日(金)		
表示登記相談	2日(水)午後1時から	土地家屋調査士	10月28日(金)		
税務相談	9日(水)午後1時から	税理士	11月4日(金)		
人権身の上相談	16日(水)午後1時から	人権擁護委員	11月11日(金)		
不動産相談	16日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	11月11日(金)		
相続・遺言・成年後見等手続相談	9日(水)午前10時から	行政書士	11月4日(金)		
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	7日・14日・21日・28日	女性カウンセラー	10月17日(月)		男女平等推進センター
			11月7日(月)		
女性弁護士による法律相談	4日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	10月21日(金)	☎472・0061	
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 ※電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)		
			滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)		
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736		

11月の気軽な無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	9日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	11日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	10日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

訪問名	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
妊婦訪問			
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。

※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 や ヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。